

介護保険係からのお知らせ

日頃より、村の介護保険制度にご理解とご協力いただきありがとうございます。

介護保険制度は3年ごとに見直され、南阿蘇村においても、平成30年度から32年度までの「第7期介護保険事業計画」を策定いたしました。

その中で、介護保険料について、基本的な部分を含め改正概略を作成しましたのでご覧ください。

40歳以上の人は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めていただくことになります

- ①65歳以上の人……「第1号被保険者」として、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書による「普通徴収」があり、市町村に納付していただきます。
- ②40歳から64歳の人……「第2号被保険者」として、医療保険（健康保険）と一緒に医療保険者が徴収して一括して国の基金に納められています。

「特別徴収」と「普通徴収」について

- ①受給されている年金〔老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金〕の年額が18万円以上の人は年金からの天引き（年金特徴）になり、年金の支払月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて納付いただきます。

※4月・6月・8月は仮に算定された保険料（前年度2月分の保険料額）を納め〔仮徴収〕、10月・12月・2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納付いただきます〔本徴収〕。ただし、次の場合は、一時的に納付書で納めることになります〔普通徴収〕。

- 1 年度途中で介護保険料が増額または減額になった。
- 2 年度途中で65歳になった。
- 3 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった。
- 4 年度途中で他の市区町村から転入した。
- 5 年金が一時差し止めになった。



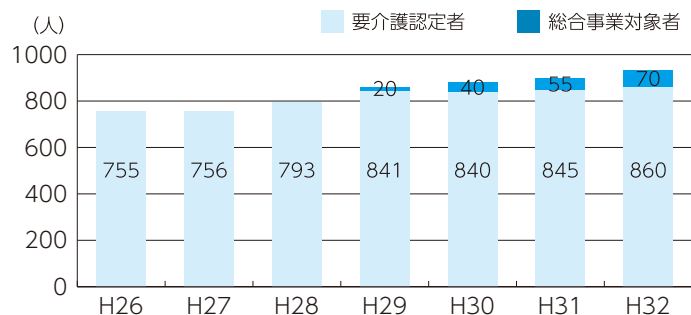
- ②受給されている年金の年額が18万円未満の人は、年金の支払月と同じく年6回で（別に随期が発生する場合有）、納付書または口座振替での納付になります〔普通徴収〕。ただし、口座振替の場合は取り扱い金融機関でのお申し込みが必要です。

第7期の改正の概略は次のようになります

介護保険料については、要介護認定者、介護サービス利用者の増加による介護給付費の伸びや65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険費用の負担割合の変更により、年額基準額を87,600円とする改正を行いました。

(1) 要介護認定者及び介護サービス利用者の推移（平成30年以降は推計値）

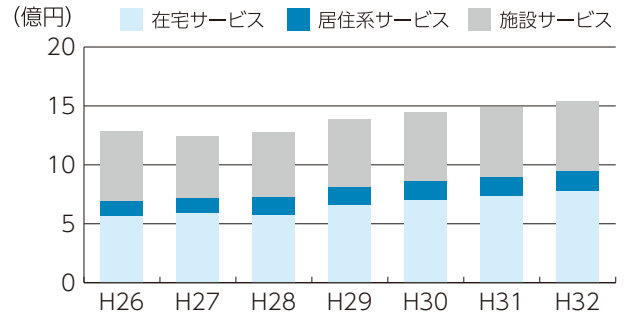
介護認定者数、介護サービス者数は年々増加しています。平成28年熊本地震の影響もあり、今後要介護認定者数・総合事業対象者数は増えていくと考えられます。



(2) 介護給付費の推移 (平成30年度以降は推計値)

平成28年熊本地震以降の介護サービス利用者が増え、今後も段階的に増えていくと見込んでいます。

年度	介護給付費(円)
H26	1,279,730,465
H27	1,244,124,642
H28	1,277,596,999
H29	1,384,165,000
H30	1,448,044,000
H31	1,492,562,000
H32	1,541,619,000



(3) 介護保険料の仕組み

介護給付費は、公費と保険料で半分ずつ負担する仕組みになっています。

なお、今回の介護保険制度の見直しにより、保険料の負担割合が下記のとおり改正されました。

第1号被保険者(65歳以上の人)22%⇒23% 第2号被保険者保険料(40歳から64歳の人)28%⇒27%

(4) 介護保険料の算出方法

$$\frac{\text{第1号被保険者の保険料でまかなう費用 約10億1,276万円}}{\text{第1号被保険者の人数 11,561人(3年間の推計)}} = \text{介護保険料 (基準額: 年額) 87,600円}$$

所得段階	対象者	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者の人、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人、及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	3,284	39,400
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下の人	5,475	65,700
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上の人	5,475	65,700
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	6,567	78,800
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上の人 【基準額】	7,300	87,600
第6段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円未満の人	8,759	105,100
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	9,484	113,800
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	10,950	131,400
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	12,409	148,900
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	12,775	153,300
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の人	13,867	166,400

〈問い合わせ〉健康推進課 介護保険係 TEL (67) 2704